

令和 7年度予算見積調書

課室名: 金融課
 担当名: 高度化資金・貸金業担当
 内線: 3809 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
P52	貸金業指導事業費		一般会計	商工費	商工業費	金融対策費	貸金業指導事業費	
事業期間	昭和58年度～	根拠法令	貸金業法		針路	11 稼げる力の向上	SDGsゴール	1, 4, 8
					分野施策	1102 変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援	SDGsターゲット	1-2, 4-4, 8-5
1 事業概要			5 事業説明					
貸金業者の適切な業務運営の確保と貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るため、県知事登録の貸金業者に対する立入検査・指導を行うとともに、県民からの相談対応・トラブル防止のための啓発活動を実施する。また、若者の金融リテラシー向上の推進に向けた取り組みを実施する。			(1) 事業内容 貸金業指導事業費 1,113千円 ア 立入検査や報告書徴求等を通して県知事登録貸金業者の指導監督を実施する。 イ 資金需要者等の利益の保護を図るため広報活動を実施する。 ウ 日本貸金業協会に貸金業者からの登録申請書等の受付事務を委託する。 エ 若者の金融リテラシー向上の推進に向けた取り組みを実施する。					
貸金業指導事業費 1,113千円			(2) 事業計画 ア 県知事登録業者に対し立入検査、報告徴求等を行い、必要に応じ指導、処分を実施する。(通年) イ 県知事登録業者からの更新登録申請等について、適切に審査を行う。(通年) ウ 県知事登録業者の適切な業務運営を確保するため、情報提供を行う。(通年) エ 県民からの苦情・相談に対応し、被害の防止と被害者の救済に資する。(通年) オ 県民に対し、ヤミ金融被害防止のための知識・情報の提供を行う。(通年) カ 金融機関・関係団体を「埼玉金融リテラシー向上パートナー(仮称)」として登録する。(通年) キ パートナー企業・団体による講座の実施を支援する。(通年)					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)			(3) 事業効果 ア 県知事登録貸金業者の適切な業務運営が確保され、貸金業を利用する資金需要者等の利益が保護される。 イ 若者の金融リテラシー向上が図られる。 【活動指標(アウトプット)】貸金業登録8件、立入検査22件、パートナー制度創設 【成果指標(アウトカム)】行政処分・苦情0件、パートナー登録10件、講座実施支援20件					
3 地方財政措置の状況 普通地方交付税(款)商工行政費 (細目)中小企業振興指導費 (細節)中小企業団体等振興指導費			(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 紛争解決機関による紛争解決、県知事登録業者への情報提供(日本貸金業協会との連携) イ 行政機関、弁護士会等による多重債務者対策(埼玉県多重債務対策協議会での連携) ウ 若者の金融リテラシー向上の推進(パートナー団体との連携)					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.0人=19,000千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,113	使用料・手数料	1,050				63	368
前年額	745		600				145	

事業内訳書

事業名	貸金業指導事業費		
単位事業名	貸金業指導事業費	予算額	1,113千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
使用料及び手数料・ 商工業手数料	1,050	450	貸金業者登録申請手数料
一般財源	63	△82	
合計	1,113	368	

○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
旅費	208	110	立入検査、埼玉金融リテラシー向上パートナー(仮称)関連旅費
需用費	493	223	消耗品、消費者向け啓発品作成代
役務費	289	35	登録審査照会郵送料、啓発グッズ郵送料
委託料	123	0	登録申請書等受付事務委託
合計	1,113	368	